令和４年７月２９日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナワクチン４回目接種について（依頼）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記通知が大阪府より発出されましたので、取り急ぎお知らせいたします。
同通知は、市町村等と連携の上、希望する医療従事者等への速やかな接種への協力、また、感染拡大防止に向け、とりわけ高齢者施設に対する早期接種（４回目）についても協力依頼等が記されています。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●大阪府通知より引用

１．４回目接種の対象者等について
接種対象や接種を受ける方法などの詳細は、以下の厚生労働省ホームページでご確認ください。
≪参考URL：厚生労働省ホームページ≫
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_fourth-dose.html

２．府大規模接種会場での４回目接種について
府が設置する「大阪府心斎橋接種センター」においても、医療従事者等の４回目接種を実施していますので、下記要件を満たす方は積極的にご利用くださいますようお願いいたします。
〇大阪府内に住民票のある方
〇市町村が発行する追加接種（４回目接種）用接種券をお持ちの方※
〇３回目接種が完了した日から、５か月以上経過した方
〇接種日時点で次の①または②に該当する方
①60歳以上の方
②18歳以上60歳未満で次のアからウのいずれかに該当する方
ア基礎疾患がある方
イ新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方
ウ医療従事者等または高齢者施設等の従事者

≪参考URL：大阪府心斎橋接種センター≫https://osaka-ssc.com

※３回目接種経過から５か月以上が経過した医療従事者等の方で接種券がお手元にない場合は、接種券の発行について、住民票のある市町村のホームページ等をご確認ください。

３．高齢者施設に対する４回目接種への協力について

令和４年７月27日に開催された第79回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議におきまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第９項に基づく、医療機関への要請事項として以下の内容が決定されました。

・連携医療機関・往診医療機関等は、高齢者施設に対するワクチンの早期追加接種（４回目接種）に協力すること

※厚生労働省からの事務連絡（令和４年７月15日付け）に添付されている高齢者施設における実態調査の結果によると、府内の施設等（３回目接種から５か月以上が経過し、４回目接種が実施可能な施設等）での４回目接種は、全国と比較して進んでいない状況です。

→「令和３年12月又は令和４年１月に３回目接種が終了した施設」のうち、

令和４年６月末までに４回目接種が終了した割合：　全国21%　　大阪府９%

令和４年７月末までに４回目接種が終了予定の割合：全国94%　　大阪府64%

また、第７波において多数のクラスターが発生していることも踏まえ、ご協力をお願いいたします。

担当：大阪府健康医療部ワクチン接種推進課

接種推進グループ電話：06 6941 0351 （内4543）

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）